

		令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項	
		（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）	
No	7	府 省 庁 名 厚生労働省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（地方消費税）		
要望 項目名	産後ケア事業に要する費用に係る税制措置の創設		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 出産後1年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助（以下「産後ケア」という）を行う事業。 ・ 特例措置の内容 母子保健法第17条の2に定める産後ケア事業について、消費税非課税の対象とすることを要望するものである。		
〔関係条文〕	〔母子保健法第17条の2〕		
減収 見込額	〔初年度〕 ▲48.4 （ - ） 〔平年度〕 - （ - ） 〔改正増減収額〕 - （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 出産後1年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助（以下「産後ケア」という。）を行う事業について、利用者のニーズに応じて、利用しやすい環境を整備し、全国展開をはかることで、家族等から十分な育児等の支援が得られず、心身の不調や育児不安等を抱える出産後1年以内の母親とその子について、母親の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が暮らしている地域で健やかに生活できるよう支援する。 （2）施策の必要性 ○ 近年、核家族化や晩婚化、若年妊娠等によって、産前産後の身体的・精神的に不安定な時期に家族等の身近な人の助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱いたり、うつ状態の中で育児を行う母親が少なからず存在している状況にある。 ○ 核家族化や地域社会や就労環境の変化などを背景に、妊産婦にメンタルヘルスの問題が生じやすい状況にある。例えば、産後数ヶ月以内に、産婦の10～15%前後が産後うつ病を発症すると報告されている。また、妊産婦の死因として、身体的合併症による死亡（3.4/出生10万）よりも自殺による死亡（8.7/出生10万）が上回っていることが報告されている。 ○ 産前産後の母親の育児不安やうつ状態が、子どもの虐待の誘因になることも指摘されており、産後の育児を家庭のみに任せるのではなく、母親の孤立を防ぎ、生活している地域で様々な支援を行うことが必要である。		
		ページ	7—1

	○ このため、家族等から十分な育児等の支援が得られず、心身の不調や育児不安等を抱える出産後 1 年以内の母親とその子を対象に、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活できるよう支援するため、産後ケア事業の全国展開を図ることを目的として、議員立法により 2019 年 11 月に母子保健法改正法（令和元年法律第 69 号）が成立した。 ○ さらに、少子化社会対策大綱（2020 年 5 月 29 日閣議決定）においても、重点課題として、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援（母子保健法改正を踏まえた産後ケア事業の全国展開等）」が掲げられている。 ○ 事業者負担を軽減し、産後ケア事業の全国展開を推進するとともに、産後ケア事業の利用者負担を軽減し、利用者のニーズに応じて、産後ケア事業をより利用しやすい環境を整備することを通して、母子とその家族が暮らしている地域で健やかに生活できるようさらに支援していく必要がある。
本要望に対応する縮減案	-

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ 安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標Ⅶ—3 母子保健衛生対策の充実を図ること
	政策の達成目標	出産後の母子に対して、心身のケア等を行う産後ケア事業について、2024 年度末までの全国展開を目指す。（「少子化社会対策大綱」令和2年5月29日閣議決定）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	－
	同上の期間中の達成目標	－
	政策目標の達成状況	941 市町村（令和元年度交付決定ベース）
有効性	要望の措置の適用見込み	1741 市町村（全国に産後ケア事業が展開した場合）
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	産後ケア事業に係る費用の消費税を非課税とすることにより、 ・産後ケア事業の利用者負担が軽減すること、 ・助産師会等受託機関の消費税納税額が軽減すること ・市町村の委託料等が軽減することが見込まれ、それにより産後ケア事業の全国展開を推進することで、利用者のニーズに応じて、産後ケア事業をより利用しやすい環境を整備する。それにより、母親の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が暮らしている地域で健やかに生活できるよう支援することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	－
	予算上の措置等の要求内容及び金額	（項）母子保健衛生費国庫補助金の一部（妊娠・出産包括支援事業）47.9 億円（令和2年度予算） また、令和2 年度予算の中で、次世代育成支援対策施設整備交付金において、産後ケアの施設整備についても、費用の一部を交付予定。 なお、令和3年度概算要求においても、産後ケア事業の全国展開に向けて、箇所数の増など拡充を要求予定。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	当該予算措置によって、産後ケア事業の運営等に要する費用の補助を行うとともに、税制改正によって、市町村、事業者及び利用者の負担を軽減し、産後ケア事業を推進する。
	要望の措置の妥当性	母子への支援のため、産後ケアを利用しやすい環境整備が求められている中、利用者負担について必ずしも安くない（※）という指摘もある中で、直接利用者負担の額の軽減に資する消費税非課税を行うことには妥当性がある。（※平成29年に産後ケア事業ガイドラインを策定する際に行った概況調査では、宿泊型1泊2日分の利用料が4,000円～10,000円。） また、同じく利用しやすい環境整備という観点で、産後ケア事業の全国展開が求められているところ、消費税非課税を行うことで、市町村の委託料等の軽減が見込まれ、市町村が産後ケア事業を委託しやすくすることに資する点は妥当性がある。
ページ		7—3

税負担軽減措置等の適用実績	-
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	-
前回要望時の達成目標	-
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	-
ページ	7—4